メディカル・カレッジ青照館学則　一部変更

新

（納付金）

第２５条　本校の学納金は、次の通りとする。

入学検定料		２０,０００円	
入　学　金		３００,０００円	
学納金	内　　訳	前　期	後　期
	授　業　料	３００,０００円	３００,０００円
	実験実習費	１００,０００円	１００,０００円
施設充実費		２５０,０００円	
計（学納金及び施設充実費）		１,０５０,０００円	

２　学納金及び施設充実費は年額を、新たな学年の初日から３０日までに納入しなければならない。

３　学納金の分割納入を希望する者は願出により、前期、後期に分割して納入することができる。後期の納入期日は、後期の開始日とする。

４　新入生の入学金は、本校が指定した期日までに納入しなければならない。また、入学金の分割納入は認められない。

５　既納の入学検定料、入学金は、いかなる事情があっても返還しない。

（休学の場合の納付金）

第２７条　学生が休学を許可され、又は休学を命ぜられた場合においても、休学当期の学納金及び施設充実費を納めなければならない。

（退学、停学の場合の納付金）

第２８条　学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合は、その学期の学納金及び施設充実費は納めなければならない。

２　停学を命ぜられた場合においても、その期間中の納付金は納めなければならない。

旧

（納付金）

第２５条　本校の学納金は、次の通りとする。

入学検定料		２０,０００円
入　学　金		３００,０００円
学　納　金	授　業　料	６００,０００円
	実験実習費	２５０,０００円
	施設充実費	２００,０００円
	計	１,０５０,０００円

２　授業料は年額を、新たな学年の初日から３０日までに納入しなければならない。

３　分割納入を希望する者は願出により、前期、後期に分割して納入することができる。後期の納入期日は、後期の開始日とする。

４　新入生の入学金は、本校が指定した期日までに納入しなければならない。また、入学金の分割納入は認められない。

５　既納の入学検定料、入学金は、いかなる事情があっても返還しない。

（休学の場合の納付金）

第２７条　学生が休学を許可され、又は休学を命ぜられた場合においても、休学当期及び復学当期の納付金を納めなければならない。

（退学、停学の場合の納付金）

第２８条　学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合は、その学年の納付金は納めなければならない。

２　停学を命ぜられた場合においても、その期間中の納付金は納めなければならない。

熊本駅前看護リハビリテーション学院学則　一部変更

新	旧
（休学の場合の納付金） 第３０条　学生が休学を許可され、又は休学を命ぜられた場合においても、休学当期の学納金及び施設充実費を納めなければならない。 （退学、停学の場合の納付金） 第３１条　学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合は、その学期の学納金及び施設充実費は納めなければならない。 ２　停学を命ぜられた場合においても、その期間中の納付金は納めなければならない。	（休学の場合の納付金） 第３０条　学生が休学を許可され、又は休学を命ぜられた場合においても、休学当期及び復学当期の納付金を納めなければならない。 （退学、停学の場合の納付金） 第３１条　学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合は、その学年の納付金は納めなければならない。 ２　停学を命ぜられた場合においても、その期間中の納付金は納めなければならない。

学納金その他諸納付金規程　一部変更

新

（納付金）

第２条　本校の納付金は、次のとおりとする。

学　　科		看護学科		理学療法学科・作業療法学科 言語聴覚療法学科	
入学検定料		２０,０００円			
入　学　金		２００,０００円		３００,０００円	
学納金	内　　訳	前　期	後　期	前　期	後　期
	授　業　料	２００,０００円	２００,０００円	３００,０００円	３００,０００円
	実験実習費	７５,０００円	７５,０００円	１００,０００円	１００,０００円
施設充実費		１７０,０００円		２５０,０００円	
計（学納金及び施設充実費）		７２０,０００円		１,０５０,０００円	

旧

（納付金）

第２条　本校の納付金は、次のとおりとする。

学　　科		看 護 学 科	理学療法学科・作業療法学科 言語聴覚療法学科
入学検定料		２０,０００円	
入　学　金		２００,０００円	３００,０００円
学納金	授　業　料	４００,０００円	６００,０００円
	実験実習費	１７０,０００円	２５０,０００円
	施設充実費	１５０,０００円	２００,０００円
	計	７２０,０００円	１,０５０,０００円